## ◎新潟県告示第694号

生活保護法(昭和25年法律第144 号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成24年5月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
柳 雄大(柔道整復)	やなぎ整骨院	阿賀野市市野山189-17	平成24年2月14日
中山 猛(柔道整復)	なかやま整骨院	長岡市大島新町4-892	平成24年3月1日
藤岡 睦(あん摩・マッサージ)	鍼灸マッサージ院 ひなた	上越市大字下源入2番地 1ケントマリンハウスA101	平成24年3月1日
藤岡 睦(はり・きゅう)	鍼灸マッサージ院 ひなた	上越市大字下源入2番地 1ケントマリンハウスA101	平成24年3月1日